

情報提供（１）資料

令和 7 年度大気汚染状況の 常時監視結果について

大気水質保全課

令和7年度大気汚染状況の常時監視結果について

1 大気汚染状況の常時監視について

大気汚染防止法第22条及びダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定により実施した令和7年度の大気汚染状況の常時監視結果の概要は、次のとおりである。

2 大気汚染物質（連続測定しているもの）に係る常時監視結果

【測定項目】

環境基準が設定されている6物質

【測定地点】

○ 一般環境大気測定局*1（一般局）：10局

○ 自動車排出ガス測定局*2（自排局）：2局

*1 一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握するための測定局

*2 自動車排出ガスによる大気汚染の影響を確認するための測定局

【測定結果】

（1）環境基準の達成状況

光化学オキシダントを除き、環境基準を達成した。

表1 大気汚染物質に係る環境基準の達成状況

	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
測定局数	3	2	10	11	11	10
測定局	甲府穴切、大月、吉田	甲府市役所自排、国母自排	甲府穴切、大月、上野原、吉田、南部、南アルプス、東山梨、韮崎、甲府市役所自排、国母自排	甲府穴切、大月、上野原、笛吹、吉田、南部、南アルプス、東山梨、韮崎、甲府市役所自排、国母自排	甲府穴切、大月、上野原、笛吹、吉田、南部、都留、南アルプス、東山梨、韮崎、甲府市役所自排	甲府穴切、大月、上野原、笛吹、吉田、南部、都留、南アルプス、東山梨、韮崎
評価方法	長期的評価	長期的評価	長期的評価	長期的評価	長期的評価	短期的評価
環境基準達成状況	3局中3局	2局中2局	10局中10局	11局中11局	11局中11局	10局中0局

【評価方法】（詳細は資1、2を参照）

（1）短期的評価

測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

（2）長期的評価

① 二酸化いおう、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、非達成と評価する。

② 二酸化窒素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を環境基準と比較して評価を行う。

③ 微小粒子状物質

1年間の測定を通じて得られた1年平均値、かつ、1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を環境基準と比較して評価を行う。

○ 国の事務処理基準において1年間にわたる測定結果を長期的に観察した上で評価を行う場合は、長期的評価を行う」とされている。

（2）汚染物質ごとの概要（測定結果の詳細は資料を参照）

①二酸化いおう（SO₂）

全3局で環境基準を達成した。年平均値は概ね横ばいで推移している（資4）。

②一酸化炭素（CO）

全2局で環境基準を達成した。直近10年の年平均値は横ばいで推移している（資4）。

③浮遊粒子状物質（SPM）

全10局で環境基準を達成した。直近10年の年平均値は横ばいで推移している（資5）。

④微小粒子状物質（PM_{2.5}）

全11局で環境基準を達成した。直近10年の年平均値は概ね横ばいで推移しているものの、一部の測定局では令和6年度から上昇傾向となっている（資6）。また、令和7年度は、微小粒子状物質（PM_{2.5}）注意喚起予報等の発令は無かった。

⑤二酸化窒素（NO₂）

全11局で環境基準を達成した。年平均値は概ね減少傾向で推移している（資7）。

⑥光化学オキシダント（O_x）

全10局で環境基準を達成できなかった。直近10年の年平均値は概ね横ばいで推移している（資8）。

なお、全国の環境基準達成状況も極めて低い水準（令和6年度の一般局の達成率：0%）である。

また、令和7年度は、光化学スモッグ注意報等の発令日数は1日であった（資9，10）。

なお、本県の場合、光化学オキシダントの高濃度の主原因は、県外からの移流である。

◇微小粒子状物質（PM_{2.5}）の成分分析結果

平成25年度から微小粒子状物質の成分分析を実施している。令和7年度は、甲府穴切局、笛吹局で実施し、いずれもOCやSO₄²⁻、NH₄⁺等の二次粒子^{（注）}が高い割合を占めた（資12）。

また、広域的な発生源対策を検討するため、関東及びその周辺10都県及び7政令市で構成される調査会議（以下「調査会議」という。）と成分分析結果を共有し発生源寄与割合等を調査している。本年度の調査会議において、笛吹局の成分分析結果を解析する。

なお、前年度の調査会議では、南アルプス局の発生源寄与割合の解析を行い、その結果、全季節（春夏秋冬）を通じて二次粒子が高くなる傾向が見られ、関東及びその周辺の地点の傾向と同様であった。

（注）二次粒子 発生源から直接発生される物質が、大気中で反応して二次的に発生する粒子

3 有害大気汚染物質（ダイオキシン類を除く）の常時監視結果

有害大気汚染物質とは、継続的に摂取される場合に、人の健康を損なうおそれがあり、大気汚染の原因となる物質（大気汚染防止法第2条第16項において規定）をいう。

【測定項目】

- 環境基準項目：4物質
- その他の項目：18物質（うち指針値が設定されている項目は11物質）

【測定地点】

- 全国標準監視地点*1：甲府穴切、吉田
- 地域特設監視地点*2：大月、韮崎、南アルプス、東山梨、甲府市役所自排、国母自排

*1 全国的な視点を踏まえ、全ての優先取組物質の大気環境の全般的な状況とその経年変化の把握を目的に選定される測定地点
*2 地域的な視点を踏まえ、発生源の状況を勘案し、それらの人の健康への影響が懸念される場所の監視等、地域の実情に応じた目的で選定される測定地点

【測定結果】

（1）環境基準項目の測定結果

全ての項目、地点において環境基準を達成した。

表2 有害大気汚染物質に係る環境基準の達成状況

	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環 境 基 準	1年平均値が 0.003mg/m ³ 以下 であること	1年平均値が 0.13mg/m ³ 以下 であること	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下 であること	1年平均値が 0.15mg/m ³ 以下 であること
測 定 地 点	8（甲府穴切、吉田、大月、韮崎、南アルプス、東山梨、甲府市役所自排、国母自排）			
環 境 基 準 達 成 状 況	8地点中8地点			
県 内 平 均 値 *1	0.00063	0.00013	(0.000056)	0.0013
濃 度 範 囲 *2	0.00049～ 0.00080	<0.000010～ 0.00033	<0.0000051～ 0.00018	0.00073～ 0.0018

* 1 県内平均値：各測定地点の年平均値の算術平均値。（単位：mg/m³）
* 2 濃度範囲：各測定地点の年平均値の最小値～最大値。
* 3 “（）”は、定量下限値未満“<”は、検出下限値未満であることを示す。

環境基準設定項目の概要（測定結果の詳細は資14, 15を参照）

① ベンゼン

年平均値は減少傾向で推移していた。直近5年の年平均値は極めて低い値で推移している（資15）。

② トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン

年平均値は環境基準値を十分下回った。直近10年の年平均値はトリクロロエチレンとジクロロメタンは概ね減少傾向で、テトラクロロエチレンは極めて低い値で推移している（資15）。

（2）その他の項目の測定結果（測定結果の詳細は資14, 15を参照）

指針値が定められているアクリロニトリル等11物質は、いずれも指針値を下回っていた。

また、環境基準や指針値が設定されていないトルエン等7物質については、今後も測定を継続し、データの集積に努めることとする。

※ 指針値とは、健康リスクの低減を図るために国が設定した環境目標値

表3 アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー等に係る測定結果

	アクリロニトリル	塩化ビニルモノマー	クロロホルム	1,2-ジクロロエタン	1,3-ブタジエン	塩化メチル
指 針 値	年平均値が 2μg/m ³ 以下	年平均値が 10μg/m ³ 以下	年平均値が 18μg/m ³ 以下	年平均値が 1.6μg/m ³ 以下	年平均値が 2.5μg/m ³ 以下	年平均値が 94μg/m ³ 以下
測 定 地 点	8（甲府穴切、吉田、大月、韮崎、南アルプス、東山梨、甲府市役所自排、国母自排）					
指 針 値 達 成 状 況	8地点中8地点					
県 内 平 均 値 *1	0.0085	0.0045	0.094	0.11	(0.044)	1.2
濃 度 範 囲 *2	<0.0064～ <0.014	<0.0024～ <0.0068	0.065～ 0.14	(0.088)～ 0.13	(0.020)～ 0.10	1.2

	アセトアルデヒド	水銀及びその化合物	ニッケル化合物	ヒ素及びその化合物	マンガン及びその化合物
指 針 値	年平均値が 120μg/m ³ 以下	年平均値が 0.04μg Hg/m ³ 以下	年平均値が 0.025μg Ni/m ³ 以下	年平均値が 0.006μg As/m ³ 以下	年平均値が 0.14μg Mn/m ³ 以下
測 定 地 点	4（甲府穴切、吉田、甲府市役所自排、国母自排）	2（甲府穴切、吉田）			
指 針 値 達 成 状 況	4地点中4地点	2地点中2地点			
県 内 平 均 値 *1	1.9	0.0014	0.0010	0.00036	0.0069
濃 度 範 囲 *2	1.4～ 2.2	0.0014	0.00088～ 0.0012	0.00033～ 0.00038	0.0066～ 0.0072

	トルエン	ホルムアルデヒド	ベンゾ[a]ピレン	クロム及び三価クロム化合物*4	六価クロム化合物*4	酸化エチレン	ベリリウム及びその化合物
指 針 値	—	—	—	—	—	—	—
測 定 地 点	8（甲府穴切、吉田、大月、韮崎、南アルプス、東山梨、甲府市役所自排、国母自排）	4（甲府穴切、吉田、甲府市役所自排、国母自排）	2（甲府穴切、吉田）				
県 内 平 均 値 *1	3.3	2.5	0.000062	0.00081	0.00010	0.049	0.0000043
濃 度 範 囲 *2	1.5～ 5.8	1.9～ 3.0	0.000033～ 0.00011	0.00077～ 0.00085	0.000091～ 0.00011	0.043～ 0.054	0.0000038～ 0.0000047

* 1 県内平均値：各測定地点の年平均値の算術平均値。（単位：μg/m³）
* 2 濃度範囲：各測定地点の年平均値の最小値～最大値。
* 3 “（）”は、定量下限値未満、“<”は、検出下限値未満であることを示す。
* 4 令和6年度から、「クロム及びその化合物」は、「クロム及び三価クロム化合物」・「六価クロム化合物」として測定。

4 有害大気汚染物質（ダイオキシン類）の常時監視結果

全ての地点において環境基準を達成した（測定結果の詳細は資料16を参照）。

表4 ダイオキシン類に係る環境基準の達成状況

	環境基準	測定地点	環境基準達成状況	測定値	
				県内平均値*1	濃度範囲*2
ダイオキシン類	0.6以下	2（鳴沢村民体育館、甲府市役所西庁舎）	2地点中2地点	0.017	0.0062～0.0078

* 1 県内平均値：各測定地点の年平均値の算術平均値。（単位：pg-TEQ/m³）
* 2 濃度範囲：各測定地点の年平均値の最小値～最大値。

資 料

- ① 大気の汚染に係る環境基準と評価方法・・・・・・・・資 1～資 2
- ② 令和 7 年度大気汚染状況常時監視測定結果・・・・・・・・資 3～資 8
- ③ オキシダントに係る緊急時の措置状況・・・・・・・・資 9～資 10
- ④ 浮遊粒子状物質の長期的評価による
環境基準の年度別達成状況・・・・・・・・資 11
- ⑤ 微小粒子状物質（PM2.5）
成分分析調査・・・・・・・・資 11～資 12
- ⑥ 有害大気汚染物質の測定地点及び測定物質・・・・・・・・資 13
- ⑦ 令和 7 年度有害大気汚染物質等の測定結果・・・・・・・・資 14～資 15
- ⑧ 令和 7 年度ダイオキシン類の測定結果・・・・・・・・資 16

① 大気の汚染に係る環境基準と評価方法

ア 環境基準

環境基本法第 16 条第 1 項の規定により、政府は、大気の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとされており、その基準は次のとおりである。

項 目	環 境 基 準
二酸化いおう(SO ₂)	1 時間値の一日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1 ppm 以下であること。
一酸化炭素(CO)	1 時間値の一日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20 ppm 以下であること
浮遊粒子状物質(SPM)	1 時間値の一日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質(PM _{2.5})	1 年平均値が 15 µg/m ³ 以下であり、かつ、一日平均値が 35 µg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント(O _x)	1 時間値が 0.06 ppm 以下であること。 ^{※1}
二酸化窒素(NO ₂)	1 時間値の一日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

※1：令和 8 年 1 月 30 日環境基準が改正され、令和 8 年度の測定結果から新たな環境基準が適用
新環境基準：オゾンとして、8 時間値が 0.07ppm 以下であり、かつ、日最高 8 時間値の 1 年平均値が 0.04ppm 以下であること。

イ 評価方法

(ア) 短期的評価

(i) 二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント^{※1}

測定を行った日についての 1 時間値の一日平均値若しくは 8 時間平均値又は各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。

※1：令和 8 年度の測定結果から、新たな評価方法が適用される。

短期的評価：日最高 8 時間値の年間 99 パーセンタイル値^{※2}と比較

長期的評価：日最高 8 時間値の 1 年平均値と比較

※2：99 パーセンタイル値とは、低い方から数えて 99 番目に相当する値。365 日測定を行った場合は、361 番目の値（高い方から数えて 5 番目の値）

(イ) 長期的評価

(i) 二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質

1 年間の測定を通じて得られた一日平均値のうち、高い方から数えて 2%の範囲

にある測定値を除外した後の最高値（一日平均値の年間 2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には非達成と評価する。

例えば、年間の有効測定日が 335 日であるとする、その 2%は 6.7 日となり、小数点以下を四捨五入して、最高濃度日から 7 番目までは除外し、8 番目に高い日平均値が 2%除外値にあたる。

(ii) 微小粒子状物質

微小粒子状物質の曝露濃度分布全体を平均的に低減する意味での長期基準と、曝露濃度分布のうち高濃度の出現を減少させる意味での短期基準の両者について、長期的評価を行うものとする。

なお、評価は測定局ごとに行うこととし、環境基準達成・非達成の評価については、長期基準に関する評価と短期基準に関する評価を各々行った上で、両方を満足した局について、環境基準が達成されたと判断する。

・短期基準に関する評価

測定結果の 1 日平均値のうち年間 98 パーセンタイル値を代表値として選択して、これを短期基準（1 日平均値）と比較する。

・長期基準に関する評価

測定結果の 1 年平均値を長期基準（1 年平均値）と比較する。

(iii) 二酸化窒素

1 年間の測定を通じて得られた一日平均値のうち、低い方から数えて 98%目にあたる測定値（一日平均値の年間 98%値）を環境基準と比較して評価を行う。

例えば、年間の有効測定日が 335 日であったとする、その 98%値は 328.3 日となり小数点以下を四捨五入し、低い濃度日から 328 番目の日平均値が年間 98%値にあたる。

(ウ) 評価方法

国の事務処理基準において、「年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行う場合は、長期的評価を行う」とされていることから、次のとおり評価している。

項目	評価方法
光化学オキシダント	短期的評価
二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、 微小粒子状物質、二酸化窒素	長期的評価

② 令和7年度大気汚染状況常時監視測定結果

ア 測定状況

表1 令和7年度における大気汚染状況常時監視測定局の設置場所及び測定項目

測定局名	設置場所		用途 地域	環境基準項目						補助項目		有害物質
				SO ₂	CO	SPM	PM2.5	NO ₂	Ox	NMHC	WDWS	
一般環境 大気測定局	甲府穴切	甲府市宝2-8-19	甲府市役所西庁舎	住	○		○	○	○	○	○	○
	大月	大月市大月町花咲1608-3	富士・東部建設事務所	住	○		○	○	○	○	○	□
	上野原	上野原市上野原3832	上野原市役所	住			○	○	○	○	○	
	笛吹	笛吹市石和町上平井1047-1	高等支援学校桃花台学園 (旧かえで支援学園分教室)	未				○	○	○	○	
	吉田	富士吉田市上吉田1-2-5	富士吉田合同庁舎	住	○		○	○	○		○	○
	南部	南巨摩郡南部町南部9103-3	戸栗川橋北詰横	未			○	○	○		○	
	南アルプス	南アルプス市鏡中條1642-2	若草健康センター	未			○	○	○		○	□
	都留	都留市田原2-1204	南都留合同庁舎職員 駐車場内	住				○	○		○	
	東山梨	甲州市塩山上塩後1239-1	東山梨合同庁舎	未			○	○	○		○	□
	韮崎	韮崎市本町4-2-4	北巨摩合同庁舎	住			○	○	○		○	□
自排局	甲府市役所自排	甲府市丸の内1-18-1	甲府市役所	商		○	○	○			○	△
	国母自排	甲府市国母6-5-1	甲府市地方卸売市場	商		○	○	○			○	△

(備考) SO₂: 二酸化硫黄、CO: 一酸化炭素、SPM: 浮遊粒子状物質、PM2.5: 微小粒子状物質、
 NO₂: 二酸化窒素、Ox: 光化学オキシダント、NMHC: 非メタン炭化水素、WDWS: 風向風速
 一般環境大気測定局: 一般環境大気汚染状況を常時監視する測定局
 自動車排出ガス測定局(自排局): 自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、
 道路及び道路端付近の大気を対象にした汚染状況を常時監視する測定局

有害物質: ①ベンゼン、②トリクロロエチレン、③テトラクロロエチレン、④ジクロロメタン、
 ⑤アクリロニトリル、⑥塩化ビニルモノマー、⑦クロロホルム、⑧1,2-ジクロロエタン、
 ⑨1,3-ブタジエン、⑩塩化メチル、⑪トルエン、⑫水銀及びその化合物、⑬ニッケル化合物、
 ⑭ヒ素及びその化合物、⑮マンガン及びその化合物、⑯アセトアルデヒド、
 ⑰クロム及び三価クロム化合物、⑱六価クロム化合物、⑲酸化エチレン、
 ⑳ベリリウム及びその化合物、㉑ベンゾ[a]ピレン、㉒ホルムアルデヒド
 (○: ①～㉒の物質を測定、□: ①～⑪の物質を測定、△: ①～⑪、⑯、㉑、㉒の物質を測定)

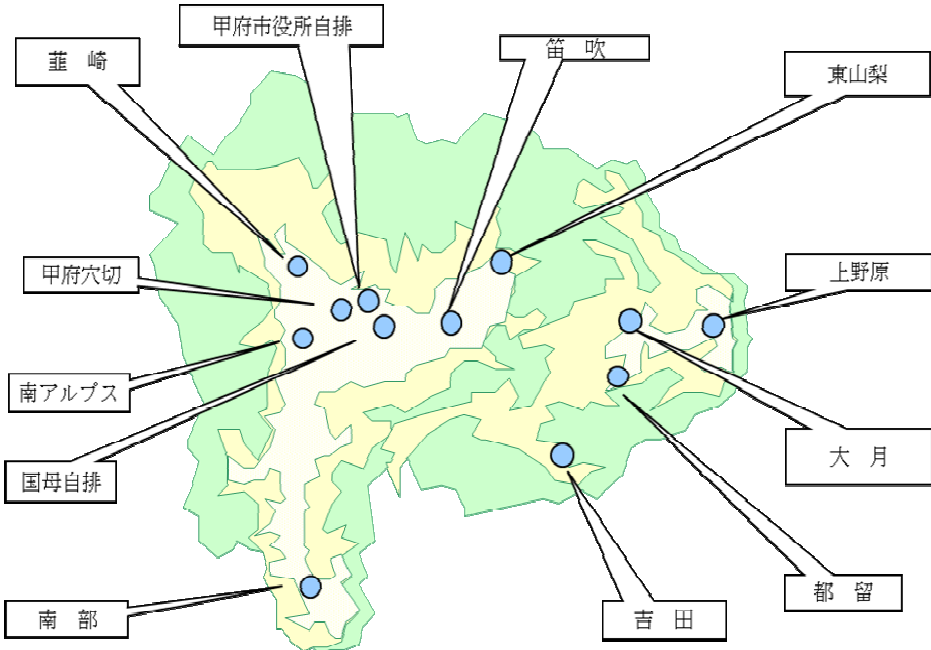


図1 大気汚染状況常時監視測定局の配置

イ 大気汚染物質ごとの測定結果

二酸化いおう (SO₂)

測定局	有効測定日数と測定時間		年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
	日	時間		時間	%	日	%				
甲府穴切	362	8647	0.001	0	0.0	0	0.0	0.005	0.001	○	0
大月	360	8624	0.000	0	0.0	0	0.0	0.003	0.001	○	0
吉田	363	8654	0.001	0	0.0	0	0.0	0.064	0.001	○	0

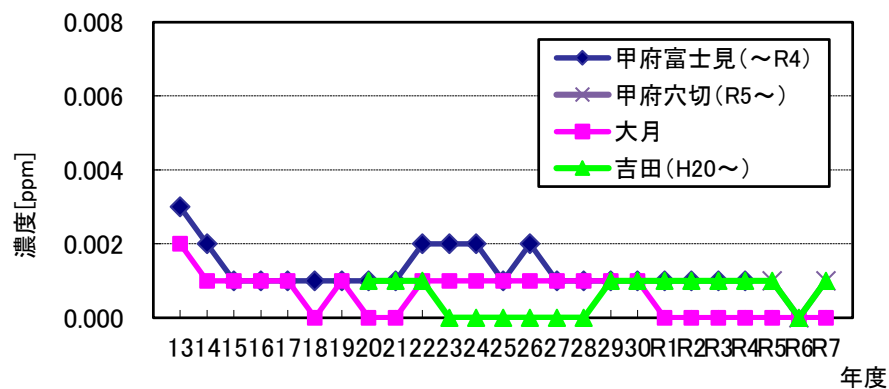


図2 二酸化いおう濃度の年平均値の経年変化

一酸化炭素 (CO)

測定局	有効測定日数と測定時間		年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値が30ppm以上となったことがある日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数
	日	時間		回	%	日	%	日	%				
甲府市役所自排	359	8573	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.9	0.5	○	0
国母自排	363	8657	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.1	0.5	○	0

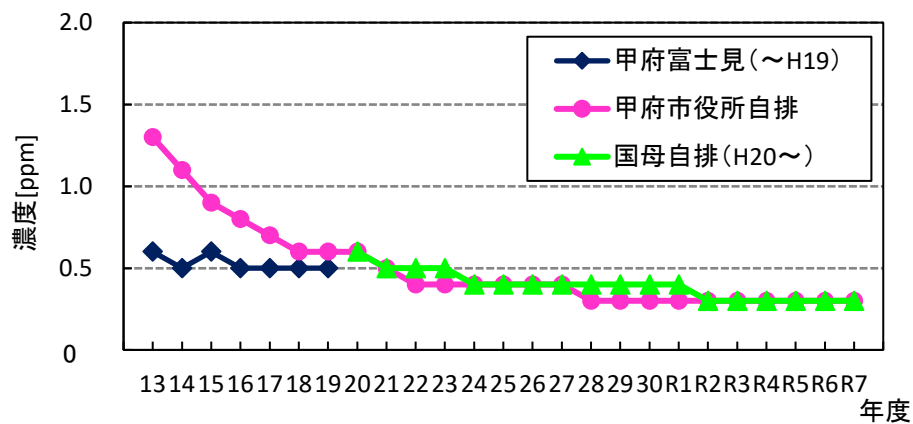


図3 一酸化炭素濃度の年平均値の経年変化

浮遊粒子状物質（SPM）

測定局	有効測定日数と測定時間		年平均値 mg/m ³	1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値 の最高値 mg/m ³	日平均値の 年間2%除 外値 mg/m ³	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日 が2日以上 連続したこと の有無		環境基準の 長期的評価 による日平 均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数
	日	時間		時間	%	日	%			有:× 無:○		
甲府穴切	360	8668	0.017	0	0.0	0	0.0	0.114	0.045	○		0
甲府市役所自排	363	8714	0.013	0	0.0	0	0.0	0.132	0.035	○		0
国母自排	363	8723	0.014	0	0.0	0	0.0	0.078	0.036	○		0
大月	362	8708	0.017	0	0.0	0	0.0	0.085	0.042	○		0
上野原	362	8700	0.011	0	0.0	0	0.0	0.081	0.031	○		0
吉田	363	8719	0.012	0	0.0	0	0.0	0.072	0.032	○		0
南部	361	8685	0.013	0	0.0	0	0.0	0.098	0.037	○		0
南アルプス	362	8704	0.013	0	0.0	0	0.0	0.098	0.037	○		0
東山梨	363	8718	0.014	0	0.0	0	0.0	0.142	0.033	○		0
韮崎	362	8700	0.012	0	0.0	0	0.0	0.069	0.033	○		0

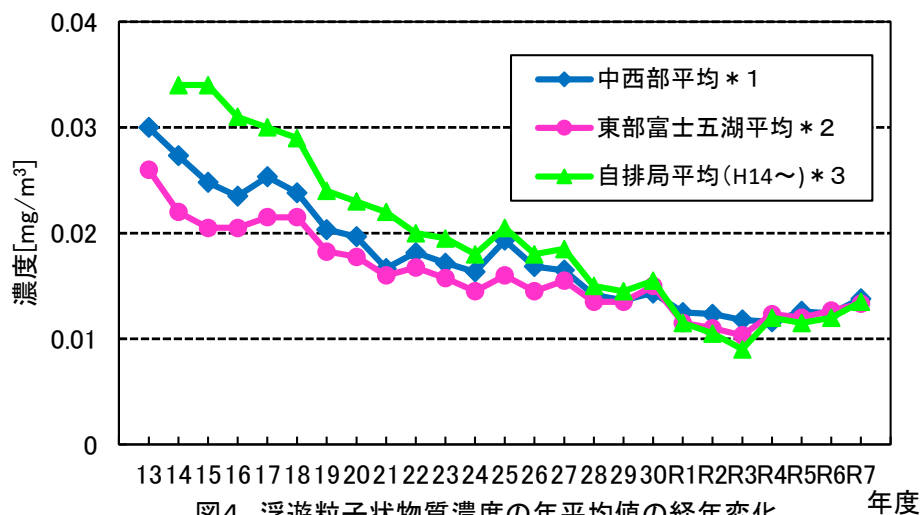


図4 浮遊粒子状物質濃度の年平均値の経年変化

- * 1 中西部 甲府穴切、笛吹※、南部、南アルプス、東山梨及び韮崎局
- * 2 東部富士五湖 大月、上野原、吉田及び都留※局
- * 3 自排局 甲府市役所自排及び国母自排局

※ 大気汚染の状況の常時監視に関する事務処理基準に従い、設置基数を見直し、令和3年度、浮遊粒子状物質測定器を廃止

微小粒子状物質 (PM2.5)

測定局	有効測定日数と測定時間		年平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値の年間98%値	日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合	
	日	時間	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%
甲府穴切	355	8563	7.6	93	29.8	22.4	0	0.0
甲府市役所自排	362	8677	9.2	133	30.0	23.8	0	0.0
国母自排	363	8691	9.5	68	34.5	24.8	0	0.0
大月	360	8661	12.3	59	40.1	29.8	3	0.8
上野原	363	8713	7.3	49	29.8	20.5	0	0.0
笛吹	363	8717	10.2	78	36.8	23.3	2	0.6
吉田	362	8704	7.9	59	33.3	20.0	0	0.0
南部	361	8687	7.4	51	36.3	19.5	1	0.3
南アルプス	362	8697	8.5	50	32.3	21.8	0	0.0
東山梨	360	8655	9.1	144	33.0	23.8	0	0.0
韮崎	363	8711	7.9	43	27.5	21.1	0	0.0

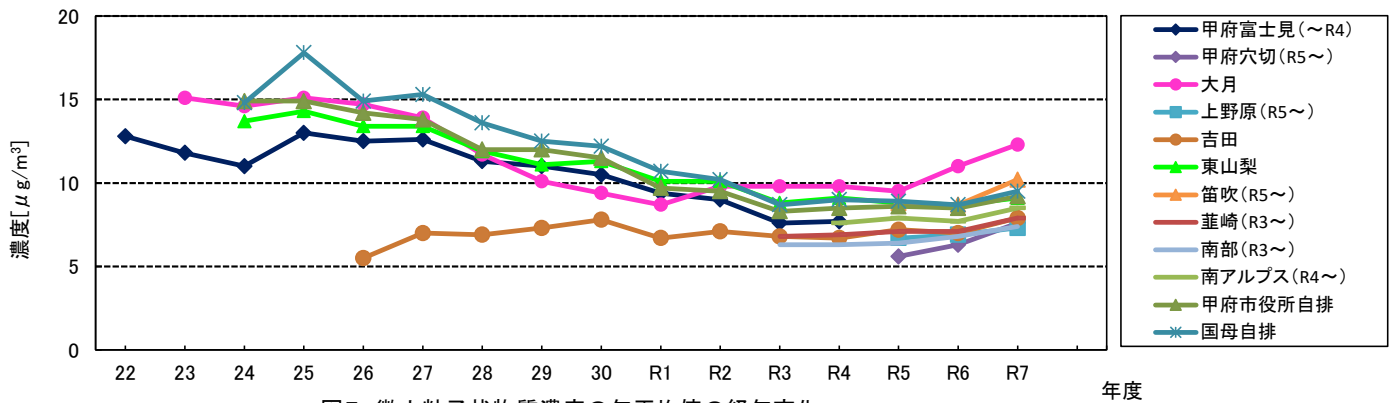


図5 微小粒子状物質濃度の年平均値の経年変化

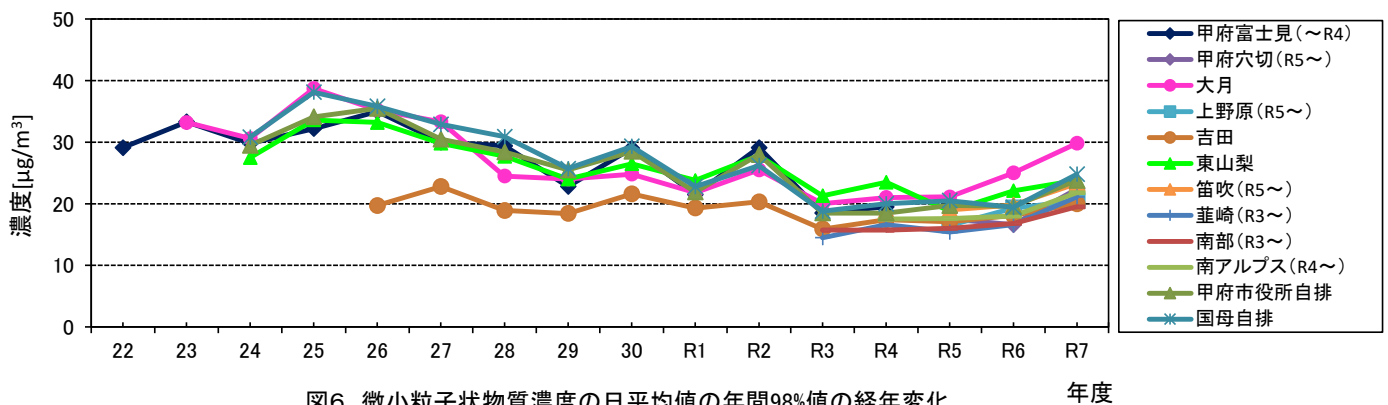


図6 微小粒子状物質濃度の日平均値の年間98%値の経年変化

二酸化窒素 (NO₂)

測定局	有効測定日数と測定時間		年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2 ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1 ppm以上0.2 ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06 ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04 ppm以上0.06 ppm以下の日数とその割合		年平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06 ppmを超えた日数
	日	時間			時間	%	時間	%	日	%	日	%		
甲府穴切	362	8656	0.006	0.034	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.017	0
甲府市役所自排	363	8653	0.008	0.038	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.019	0
大月	363	8655	0.007	0.035	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.016	0
上野原	362	8659	0.004	0.023	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.010	0
笛吹	363	8655	0.006	0.037	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.014	0
吉田	266	6348	0.004	0.026	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.009	0
南部	357	8520	0.002	0.022	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.005	0
南アルプス	363	8659	0.004	0.028	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.012	0
都留	361	8639	0.004	0.028	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.010	0
東山梨	363	8661	0.003	0.024	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.007	0
韭崎	362	8653	0.005	0.023	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.011	0

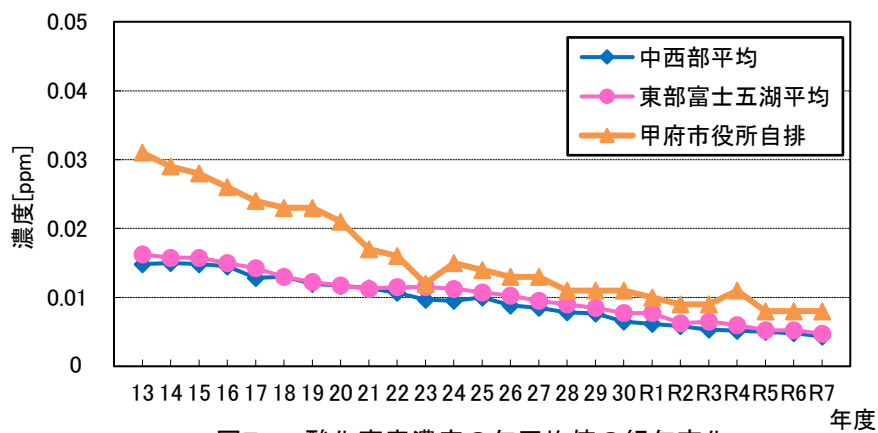


図7 二酸化窒素濃度の年平均値の経年変化

光化学オキシダント (Ox)

測定局	昼間の測定日数と測定時間		昼間の1時間値の年平均値 ppm	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値の最高値 ppm	昼間の日最高1時間値の年平均値 ppm
	日	時間		日	時間	日	時間		
甲府穴切	365	5429	0.037	74	378	0	0	0.080	0.049
大月	364	5414	0.031	75	330	0	0	0.118	0.048
上野原	365	5432	0.032	92	448	1	2	0.125	0.050
笛吹	364	5394	0.034	46	248	0	0	0.113	0.048
吉田	365	5436	0.034	30	134	0	0	0.104	0.043
南部	365	5426	0.031	49	236	0	0	0.094	0.045
南アルプス	365	5427	0.033	42	213	0	0	0.085	0.045
都留	365	5426	0.033	50	275	1	1	0.124	0.046
東山梨	365	5433	0.035	47	231	0	0	0.087	0.047
韮崎	365	5424	0.033	29	150	0	0	0.074	0.045

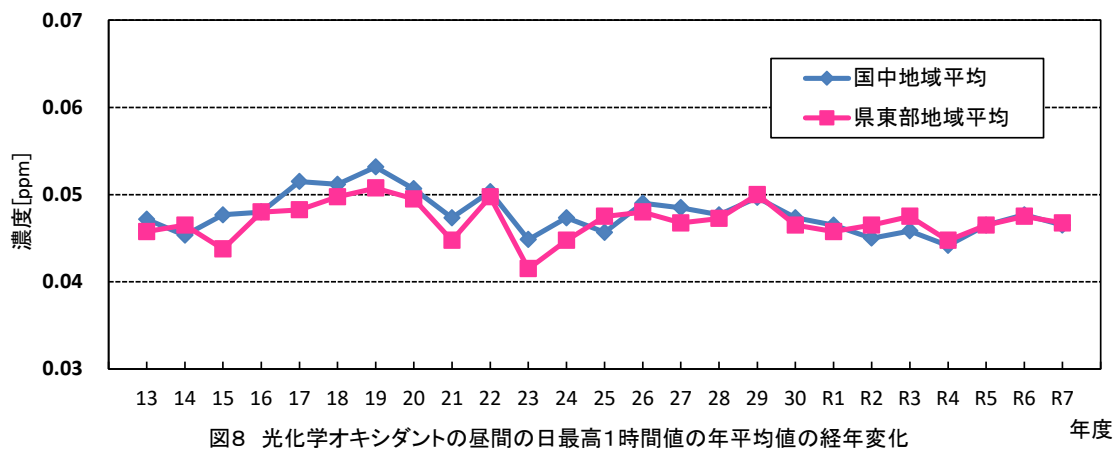


図8 光化学オキシダントの昼間の日最高1時間値の年平均値の経年変化

③ オキシダントに係る緊急時の措置状況

令和7年度に大気汚染防止法第23条に基づき、光化学オキシダントによる大気汚染の緊急時に、「光化学スモッグ注意報等」の発令を行った。その発令状況は、次のとおりである。

ア オキシダントに係る緊急時における発令基準

項 目	基 準
予 報 (県要綱)	オキシダント濃度の1時間値が0.12 ppm以上になることが予想され、当該状態が更に悪化することが予想されるとき
注 意 報 (大気汚染防止法)	オキシダント濃度の1時間値が0.12 ppm以上となり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められるとき
警 報 (県要綱)	オキシダント濃度の1時間値が0.24 ppm以上となり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められるとき
重大警報 (大気汚染防止法)	オキシダント濃度の1時間値が0.40 ppm以上となり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められるとき

イ 令和7年度の注意報発令状況

月 日	地 域
7月29日	上野原地域

イ 過去の注意報発令日数

地域	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
上野原地域	4	7	12	14	3	2												3	2	1		1
大月地域	1	3	4	4	3	1	11	2	2	3	6	1	1	1	2	1		1	1			
都留地域	1					1					2	1						1				
吉田地域																						
吉田・南都留西地域※2																		1				
東山梨地域																						
笛吹地域		1																				
甲府地域	1																					
韮崎地域	1																					
南アルプス地域	1				1																	
峡南南部地域	1	3		3	2	1																
発令延日数	5	9	12	15	4	3	11	2	2	3	6	1	1	1	2	1	0	3	2	1	0	1
健康被害者届出数																						
全国発令日数	189	185	177	220	144	123	182	82	53	106	83	101	46	87	80	99	45	29	41	45	77	47

※1発令延日数は同日に2ヶ所以上で発令しても1日と数える。

※2「吉田・南都留西地域」は、令和3年度に開始した移動測定局に係る臨時の地域(当該地域は、令和3年度のみ)。

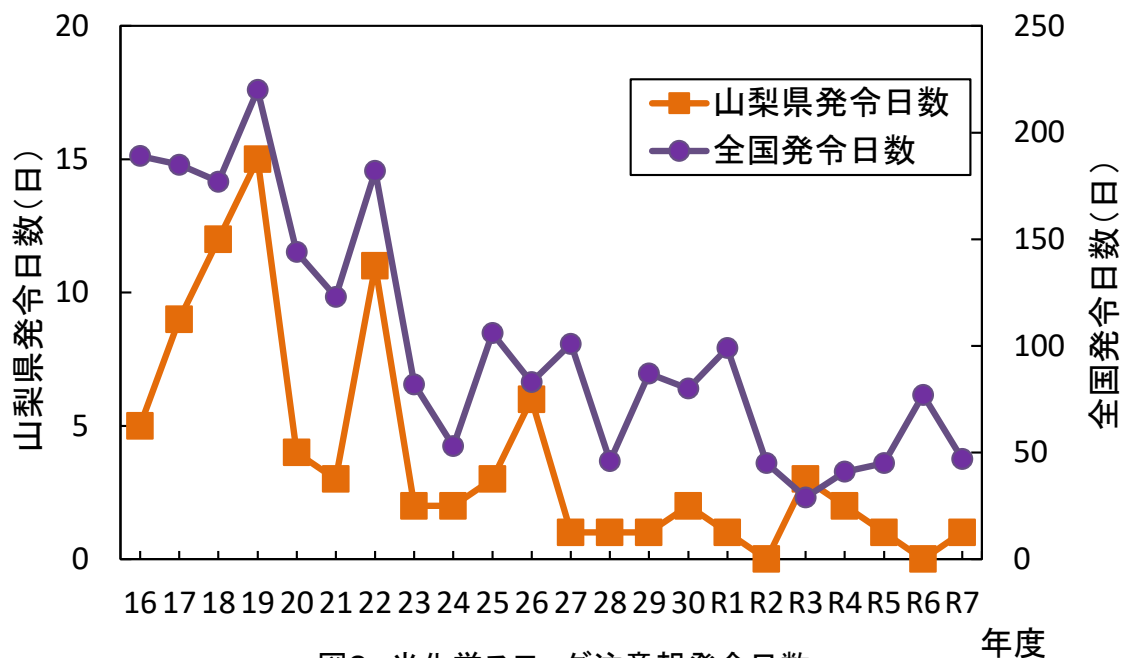


図9 光化学スモッグ注意報発令日数

④ 浮遊粒子状物質の長期的評価による環境基準の年度別達成状況

局\年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
甲府富士見(～R4)	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
甲府穴切(R5～)																																○	○	○
大月	×	○	×	○	○	(○)	×	○	×	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
笛吹											○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○			○	○
韮崎											○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
甲府市役所自排											○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
吉田													○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
南部													○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東山梨												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
上野原													○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
都留													○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
南アルプス													○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
国母自排																	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

*1 ×に下線が付されたものは、日平均値が2日連続して環境基準(0.10mg/m³)を超過したことにより、環境基準非達成となったことを示す。

*2 ()は、有効測定局ではないため、参考として環境基準と比較した場合の状況を示す。

*3 令和3年度、笛吹局と都留局の浮遊粒子状物質測定器を廃止(大気の汚染の状況の常時監視に関する事務処理基準に従い、設置基数を見直したもの)。

⑤ 微小粒子状物質(PM2.5)成分分析調査

ア 測定期間

調査地点	調査期間(採取期間)	捕集時間
甲府穴切 笛吹局	春季：令和7年5月15日から令和7年5月29日 夏季：令和7年7月24日から令和7年8月7日 秋季：令和7年10月16日から令和7年10月30日 冬季：令和8年1月22日から令和8年2月5日	1日(24時間) ×14日

イ 測定項目

イオン成分 (8成分)	硫酸イオン(SO ₄ ²⁻)、硝酸イオン(NO ₃ ⁻)、塩化物イオン(Cl ⁻)、ナトリウムイオン(Na ⁺)、カリウムイオン(K ⁺)、カルシウムイオン(Ca ²⁺)、マグネシウムイオン(Mg ²⁺)、アンモニウムイオン(NH ₄ ⁺)
無機成分 (30成分)	ナトリウム(Na)、アルミニウム(Al)、ケイ素(Si)、カリウム(K)、カルシウム(Ca)、スカンジウム(Sc)、チタン(Ti)、バナジウム(V)、クロム(Cr)、マンガン(Mn)、鉄(Fe)、コバルト(Co)、ニッケル(Ni)、銅(Cu)、亜鉛(Zn)、ヒ素(As)、セレン(Se)、ルビジウム(Rb)、モリブテン(Mo)、アンチモン(Sb)、セシウム(Cs)、バリウム(Ba)、ランタン(La)、セリウム(Ce)、サマリウム(Sm)、ハフニウム(Hf)、タングステン(W)、タンタル(Ta)、トリウム(Th)、鉛(Pb)
炭素成分	有機炭素(OC)、元素炭素(EC)

ウ 令和 7 年度の調査結果

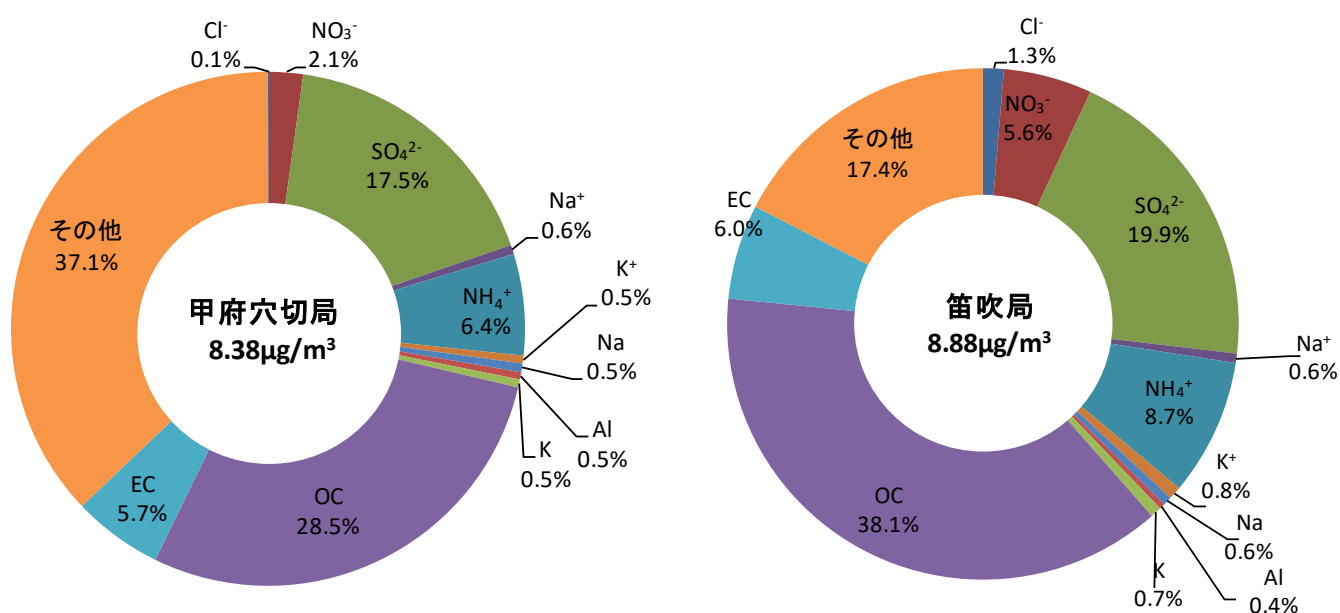


図 10 甲府穴切局・笛吹局における PM2.5 の成分割合

凡例

SO₄²⁻: 硫酸イオン、NH₄⁺: アンモニウムイオン、Na⁺: ナトリウムイオン、K⁺: カリウムイオン、Na: ナトリウム
Al: アルミニウム、K: カリウム、NO₃⁻: 硝酸イオン、Cl⁻: 塩化物イオン、OC: 有機炭素、EC: 元素状炭素

エ 主な発生源

区分	物質	主な発生源
一次粒子	アルミニウム、カルシウム等	土壌
	バナジウム、ニッケル等	石油燃焼
	鉄、アルミニウム、ヒ素等	石炭燃焼
	カルシウム等	セメント工業
	EC、OC 等	ディーゼル車
	ナトリウム等	海洋
二次粒子	SO ₄ ²⁻	燃焼由来(燃焼や火山からの SO ₂ の変化)
	NO ₃ ⁻	燃焼由来(NO _x の変化)
	NH ₄ ⁺	家畜、土壌等由来(NH ₃ の変化)
	Cl ⁻	燃焼由来(HCl の変化)
	OC	燃焼、VOC、HC 等由来

⑥ 有害大気汚染物質等の測定地点及び測定物質

	測 定 地 点	測 定 物 質	備 考
全国標準 監視地点 (全国的な視点を踏まえ、全ての優先取組物質の大気環境の全般的な状況とその経年変化の把握を目的に選定される測定地点)	甲府穴切局 吉田局	ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン アクリロニトリル 塩化ビニルモノマー クロロホルム 1,2-ジクロロエタン 1,3-ブタジエン 塩化メチル	測定頻度： 月 1 回、年 12 回 * 甲府穴切局及び吉田局のみで測定 ※ 甲府穴切局及び吉田局、甲府市役所自排、国母自排で測定
地域特設 監視地点 (地域的な視点を踏まえ、発生源の状況を勘案し、それらの人の健康への影響が懸念される場所の監視等、地域の実情に応じた目的で選定される測定地点)	大月局 韮崎局 南アルプス局 東山梨局 甲府市役所自動車排ガス局 国母自動車排ガス局	トルエン 水銀及びその化合物* ニッケル化合物* ヒ素及びその化合物* マンガン及びその化合物* アセトアルデヒド* クロム及び三価クロム化合物* 六価クロム化合物* 酸化エチレン* ベリリウム及びその化合物* ベンゾ[a]ピレン* ホルムアルデヒド*	

⑦ 令和7年度有害大気汚染物質等の測定結果

令和7年度有害大気汚染物質等測定結果(山梨県)

単位:水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物、クロム及び三価クロム化合物、六価クロム化合物、ベリリウム及びその化合物、ベンゾ[a]ピレンは、ng/m³、その他はμg/m³

NO.	測定項目	測定局名	測定回数	令和7年度測定結果		環境基準等	過去の測定結果					全国結果
				測定値 (年平均)	濃度範囲 最小 最大		R6年度	R5年度	R4年度	R3年度	R2年度	R6年度
1	ベンゼン	甲府穴切(R4~)	12	0.49	0.21 ~ 1.3	3	0.56	0.69	0.55	0.94	0.65	0.68
		吉田	12	0.56	0.39 ~ 0.83		0.53	0.72	0.56	0.71	0.65	
		大月	12	0.56	0.36 ~ 0.82		0.61	0.66	0.67	0.80	0.72	
		韮崎	12	0.67	0.33 ~ 1.1		0.66	0.84	0.74	0.99	0.86	
		南アルプス	12	0.67	0.30 ~ 1.3		0.67	0.89	0.77	1.0	0.80	
		東山梨	12	0.80	0.51 ~ 1.1		0.91	0.95	0.86	1.1	0.86	
		甲府市役所自排	12	0.59	0.32 ~ 1.3		0.70	0.80	0.68	0.99	0.74	
		国母自排	12	0.68	0.37 ~ 1.5		0.80	0.91	0.78	1.2	0.90	
2	トリクロロエチレン	甲府穴切(R4~)	12	0.30	0.044 ~ 0.81	130	0.44	0.52	0.84	1.4	0.74	1.0
		吉田	12	<0.010	<0.006 ~ (0.047)		<0.018	(0.061)	(0.13)	0.15	0.10	
		大月	12	(0.040)	<0.006 ~ 0.12		<0.028	(0.10)	(0.16)	0.17	0.15	
		韮崎	12	(0.036)	<0.006 ~ 0.17		<0.051	0.18	0.35	0.42	0.18	
		南アルプス	12	(0.068)	<0.011 ~ 0.43		(0.079)	0.24	0.34	0.44	0.30	
		東山梨	12	<0.012	<0.006 ~ (0.049)		<0.035	(0.12)	0.22	0.23	0.16	
		甲府市役所自排	12	0.28	0.038 ~ 0.70		0.31	0.37	0.48	0.57	0.24	
		国母自排	12	0.33	0.067 ~ 0.80		0.31	0.32	0.45	0.45	0.29	
3	テトラクロロエチレン	甲府穴切(R4~)	12	0.064	(0.026) ~ 0.18	200	0.046	0.035	0.030	0.050	(0.019)	0.070
		吉田	12	<0.0051	<0.0014 ~ <0.016		<0.015	<0.027	<0.031	<0.038	(0.067)	
		大月	12	<0.0098	<0.0014 ~ 0.024		<0.016	(0.032)	<0.037	(0.050)	(0.083)	
		韮崎	12	0.18	<0.010 ~ 0.39		0.17	0.18	(0.20)	0.19	0.23	
		南アルプス	12	<0.0074	<0.005 ~ (0.016)		<0.015	(0.037)	<0.034	(0.045)	0.098	
		東山梨	12	<0.0070	(0.0019) ~ (0.019)		<0.015	(0.031)	<0.031	<0.038	(0.066)	
		甲府市役所自排	12	0.14	0.031 ~ 0.48		0.077	0.079	0.065	0.12	0.11	
		国母自排	12	0.034	(0.019) ~ 0.047		0.033	<0.010	<0.007	<0.018	<0.0053	
4	ジクロロメタン	甲府穴切(R4~)	12	1.2	0.48 ~ 2.4	150	1.2	1.2	0.97	2.1	2.6	1.3
		吉田	12	0.77	0.41 ~ 1.2		0.85	0.93	1.1	1.3	0.89	
		大月	12	1.3	0.41 ~ 2.2		1.2	2.2	1.7	2.7	1.9	
		韮崎	12	1.8	0.42 ~ 9.3		0.75	1.4	1.1	1.2	1.0	
		南アルプス	12	1.4	0.45 ~ 3.1		1.0	1.5	1.2	1.5	1.7	
		東山梨	12	0.73	0.41 ~ 1.0		0.82	1.1	1.2	0.93	0.80	
		甲府市役所自排	12	1.2	0.49 ~ 1.8		1.1	1.2	1.1	1.2	0.94	
		国母自排	12	1.7	0.50 ~ 5.0		1.5	1.5	1.2	1.5	1.1	
5	アクリロニトリル	甲府穴切(R4~)	12	0.0073	<0.0007 ~ 0.023	2 *	0.011	0.0028	<0.0058	(0.012)	<0.0017	0.048
		吉田	12	<0.0069	<0.0023 ~ (0.017)		<0.022	<0.017	<0.016	(0.026)	(0.034)	
		大月	12	<0.0067	<0.0023 ~ <0.016		<0.019	<0.014	<0.013	(0.028)	(0.039)	
		韮崎	12	<0.0064	<0.0023 ~ (0.021)		<0.010	<0.016	<0.017	(0.025)	(0.031)	
		南アルプス	12	<0.0076	<0.0023 ~ (0.023)		<0.016	<0.026	<0.021	(0.037)	(0.043)	
		東山梨	12	<0.014	(0.0047) ~ 0.025		<0.020	<0.033	<0.022	(0.043)	(0.036)	
		甲府市役所自排	12	0.0083	<0.0007 ~ 0.023		0.012	0.0035	<0.0079	(0.013)	<0.0017	
		国母自排	12	0.011	<0.0007 ~ 0.033		0.013	0.0046	<0.0076	(0.015)	<0.0017	
6	塩化ビニルモノマー	甲府穴切(R4~)	12	(0.0063)	<0.0020 ~ 0.014	10 *	0.011	<0.0026	<0.0030	<0.0068	<0.0023	0.15
		吉田	12	<0.0024	<0.0015 ~ <0.010		(0.025)	<0.008	<0.008	<0.008	(0.013)	
		大月	12	<0.0038	<0.0015 ~ <0.010		(0.033)	<0.008	<0.008	<0.009	(0.019)	
		韮崎	12	<0.0024	<0.0015 ~ <0.010		(0.031)	<0.007	<0.007	<0.007	<0.011	
		南アルプス	12	<0.0040	<0.0020 ~ (0.014)		(0.028)	<0.008	<0.009	<0.010	(0.018)	
		東山梨	12	<0.0039	<0.0020 ~ (0.012)		(0.039)	<0.008	<0.008	<0.009	(0.013)	
		甲府市役所自排	12	(0.0068)	<0.0019 ~ 0.013		0.012	<0.0026	<0.0028	<0.0048	<0.0022	
		国母自排	12	(0.0061)	<0.0019 ~ 0.013		0.0097	<0.0026	<0.0029	<0.0045	<0.0023	
7	クロロホルム	甲府穴切(R4~)	12	0.14	0.098 ~ 0.21	18 *	0.16	0.11	0.092	0.14	0.12	0.20
		吉田	12	0.065	0.045 ~ 0.093		<0.020	(0.11)	(0.10)	0.11	0.13	
		大月	12	0.069	0.056 ~ 0.095		<0.026	(0.11)	(0.11)	0.12	0.13	
		韮崎	12	0.067	(0.039) ~ 0.096		<0.033	0.12	(0.11)	0.12	0.14	
		南アルプス	12	0.070	0.043 ~ 0.12		<0.028	0.12	(0.11)	0.13	0.15	
		東山梨	12	0.071	0.052 ~ 0.095		<0.030	0.12	(0.11)	0.13	0.13	
		甲府市役所自排	12	0.14	0.10 ~ 0.21		0.17	0.11	0.10	0.13	0.14	
		国母自排	12	0.13	0.097 ~ 0.20		0.15	0.098	0.084	0.12	0.10	
8	1,2-ジクロロエタン	甲府穴切(R4~)	12	0.12	0.049 ~ 0.25	16 *	0.13	0.076	0.043	0.20	0.19	0.18
		吉田	12	(0.088)	<0.030 ~ 0.22		(0.072)	0.11	(0.086)	0.11	0.14	
		大月	12	(0.092)	(0.038) ~ 0.22		(0.071)	(0.10)	(0.085)	0.10	0.13	
		韮崎	12	(0.096)	<0.030 ~ 0.23		(0.068)	0.11	(0.088)	0.11	0.13	
		南アルプス	12	(0.098)	<0.030 ~ 0.23		(0.066)	0.11	(0.088)	0.11	0.14	
		東山梨	12	0.11	(0.030) ~ 0.23		(0.084)	0.11	(0.095)	0.11	0.13	
		甲府市役所自排	12	0.12	0.052 ~ 0.25		0.13	0.080	0.046	0.074	0.073	
		国母自排	12	0.13	0.058 ~ 0.25		0.13	0.080	0.044	0.073	0.072	
9	1,3-ブタジエン	甲府穴切(R4~)	12	0.044	(0.011) ~ 0.17	2.5 *	0.054	0.044	0.021	0.065	0.034	0.067
		吉田	12	(0.022)	(0.0045) ~ 0.046		<0.022	0.077	(0.034)	0.045	0.050	
		大月	12	(0.020)	(0.0046) ~ 0.061		<0.016	(0.034)	<0.028	0.038	0.051	
		韮崎	12	(0.037)	<0.005 ~ 0.12		(0.025)	(0.046)	(0.037)	0.062	0.057	
		南アルプス	12	(0.029)	(0.0028) ~ 0.14		(0.035)	(0.065)	(0.054)	0.080	0.066	
		東山梨	12	(0.034)	0.018 ~ 0.068		(0.042)	(0.072)	(0.071)	0.10	0.076	
		甲府市役所自排	12	0.064	0.019 ~ 0.17		0.082	0.057	0.033	0.075	0.049	
		国母自排	12	0.098	0.023 ~ 0.26		0.11	0.091	0.055	0.11	0.091	
10	塩化メチル	甲府穴切(R4~)	12	1.2	1.1 ~ 1.4	94 *	1.2	1.0	1.1	1.2	1.2	1.4
		吉田	12	1.2	0.98 ~ 1.6		1.1	1.5	1.5	1.4	1.4	
		大月	12	1.2	0.98 ~ 1.5		1.1	1.5	1.4	1.4	1.4	
		韮崎	12	1.2	1.0 ~ 1.4		1.1	1.6	1.4	1.4	1.3	
		南アルプス	12	1.2	1.0 ~ 1.6		1.1	1.6	1.5	1.5	1.4	
		東山梨	12	1.2	1.0 ~ 1.5		1.1	1.5	1.5	1.4	1.4	
		甲府市役所自排	12	1.2	1.1 ~ 1.4		1.2	1.0	1.1	1.2	1.2	
		国母自排	12	1.2	1.0 ~ 1.4		1.2	1.0	1.1	1.2	1.2	
11	トルエン	甲府穴切(R4~)	12	3.8	0.73 ~ 8.3	—	5.5	6.6	4.0	7.2	4.7	4.3
		吉田	12	1.5	0.33 ~ 2.1		1.9	2.4	2.4	3.1	2.2	
		大月	12	1.6	0.44 ~ 2.5		1.3	1.8	2.0	2.5	2.4	
		韮崎	12	2.1	0.47 ~ 3.7		1.9	3.1	2.7	3.9	3.1	
		南アルプス	12	5.0	0.78 ~ 14		3.9	6.3	5.6	6.0	5.5	
		東山梨	12	1.5	0.74 ~ 1.9		1.7	2.3	3.0	3.1	2.4	
		甲府市役所自排	12	5.4	0.93 ~ 9.6		6.7	7.8	5.7	11	5.1	
		国母自排	12	5.8	1.1 ~ 12		7.6	7.6	6.1	9.6	5.6	

NO.	測定項目	測定局名	測定 回数	令和7年度測定結果			環境 基準等	過去の測定結果					全国結果	
				測定値 (年平均)	濃度範囲			R6年度	R5年度	R4年度	R3年度	R2年度		R6年度
					最小	最大								
12	水銀及び その化合物	甲府穴切(R4～)	12	1.4	1.2	～ 1.8	40 *	1.4	1.4	1.4	1.3	1.5	1.6	
		吉田	12	1.4	1.1	～ 1.8		1.4	1.3	1.3	1.6	1.4		
13	ニッケル化合物	甲府穴切(R4～)	12	1.2	0.25	～ 3.1	25 *	0.76	0.82	0.90	0.81	0.53	2.2	
		吉田	12	0.88	0.38	～ 1.8		0.88	0.69	0.59	1.7	0.56		
14	ヒ素及び その化合物	甲府穴切(R4～)	12	0.38	0.074	～ 0.77	6 *	0.38	0.39	0.25	0.28	0.16	1.1	
		吉田	12	0.33	0.097	～ 0.66		0.44	0.39	0.19	0.57	0.12		
15	マンガン及び その化合物	甲府穴切(R4～)	12	7.2	1.7	～ 13	140 *	4.9	7.5	5.2	5.8	3.3	18	
		吉田	12	6.6	1.6	～ 17		5.6	7.3	4.8	14	2.8		
16	アセト アルデヒド	甲府穴切(R4～)	12	1.9	0.48	～ 4.6	120 *	2.0	2.1	1.7	2.2	1.7	2.0	
		吉田	12	1.4	0.49	～ 2.0		1.4	1.1	1.0	1.5	1.1		
		甲府市役所自排	12	2.2	0.60	～ 4.7		2.1	2.1	1.8	2.2	1.8		
		国母自排	12	2.2	0.58	～ 4.9		2.2	2.1	1.9	2.2	1.9		
17	クロム及び 三価クロム化合物	甲府穴切(R4～)	12	0.85	0.054	～ 1.6	-	0.82	—	—	—	—	3.3	
		吉田	12	0.77	0.32	～ 2.1		0.66	—	—	—	—		
18	六価クロム化合物	甲府穴切(R4～)	12	0.11	0.036	～ 0.28	-	0.11	—	—	—	—	0.21	
		吉田	12	0.091	(0.022)	～ 0.21		0.11	—	—	—	—		
—	クロム及びその化合物	甲府穴切(R4～)	—	—	—	～ —	-	—	0.99	1.3	1.1	0.63	4.1	
		吉田	—	—	—	～ —		—	0.73	0.66	2.1	0.54		
19	酸化エチレン	甲府穴切(R4～)	12	0.054	0.018	～ 0.10	-	0.057	0.062	0.059	0.069	0.070	0.059	
		吉田	12	0.043	0.015	～ 0.075		0.047	0.048	0.039	0.060	0.061		
20	ベリリウム及び その化合物	甲府穴切(R4～)	12	0.0047	<0.0017	～ 0.011	-	0.0031	0.0061	0.0037	0.0055	(0.0037)	0.014	
		吉田	12	0.0038	(0.0015)	～ 0.0096		0.0033	0.0061	(0.0034)	0.014	(0.0024)		
21	ベンゾ[a] ピレン	甲府穴切(R4～)	12	0.052	0.0082	～ 0.23	-	0.052	0.092	0.079	0.12	0.040	0.18	
		吉田	12	0.033	0.0072	～ 0.077		0.051	0.049	0.048	0.035	0.041		
		甲府市役所自排	12	0.052	0.010	～ 0.20		0.062	0.084	0.071	0.14	0.053		
		国母自排	12	0.11	0.018	～ 0.37		0.088	0.15	0.10	0.18	0.080		
22	ホルム アルデヒド	甲府穴切(R4～)	12	2.3	0.81	～ 4.9	-	2.5	2.6	2.2	2.7	2.3	2.6	
		吉田	12	1.9	0.77	～ 3.9		2.1	1.8	1.6	1.9	1.5		
		甲府市役所自排	12	3.0	0.97	～ 6.1		3.2	2.9	2.3	2.8	2.5		
		国母自排	12	2.8	0.98	～ 5.5		2.9	2.7	2.4	2.6	2.4		

- ① ()内は定量下限値未満、<は検出下限値未満、*は指針値であることを示す。
 * 指針値： 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であって、現に行われている大気モニタリングの評価にあたっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるものです。
 ② 平均値の欄には、当該地点における複数回の測定結果の算術平均値を記載した。
 ③ 検出下限値未満のデータが存在する場合には、当該検出下限値に1/2を乗じて得られた値を用いて平均値を算出した。
 ④ 令和6年度から、「クロム及びその化合物」は、「クロム及び三価クロム化合物」「六価クロム化合物」として測定している。

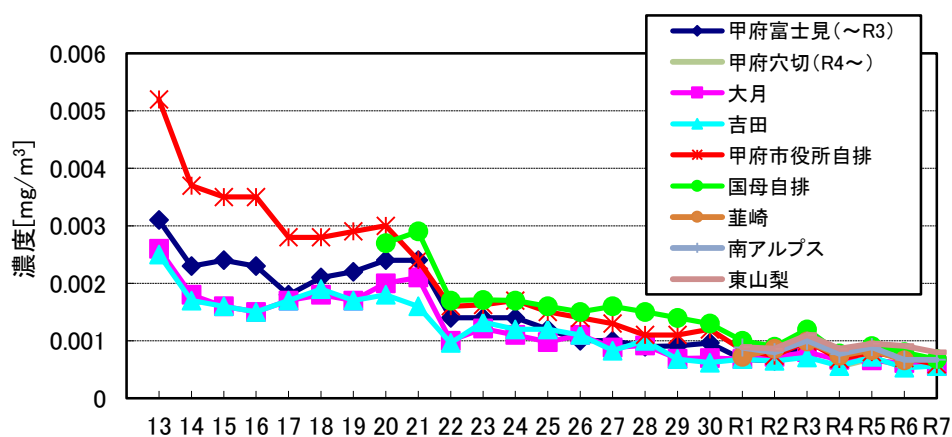


図11 ベンゼン濃度の年平均値の経年変化 年度

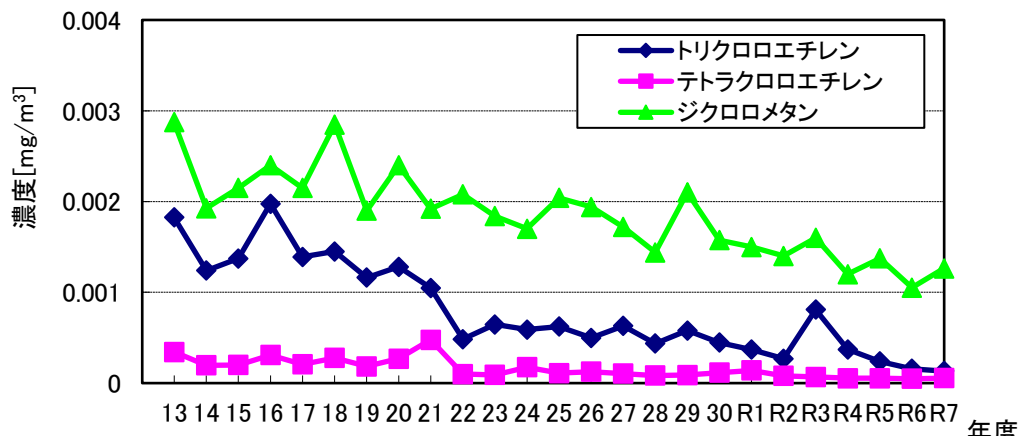


図12 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの年平均値の経年変化 年度

⑧ 令和7年度ダイオキシン類の測定結果

単位: pg-TEQ/m³

No.	調査地点	採取期間	測定結果	調査地点別 年平均値	県内年平均値	環境基準
1	鳴沢村民体育館	R7.5.22～5.29	0.0036	0.0062	0.017	0.6以下
		R7.8.18～8.25	0.0065			
		R7.11.20～11.27	0.0091			
		R8.1.14～1.21	0.0054			
2	甲府市役所西庁舎	R7.5.22～5.29	0.0045	0.0078		
		R7.8.18～8.25	0.0070			
		R7.11.20～11.27	0.011			
		R8.1.14～1.21	0.0085			

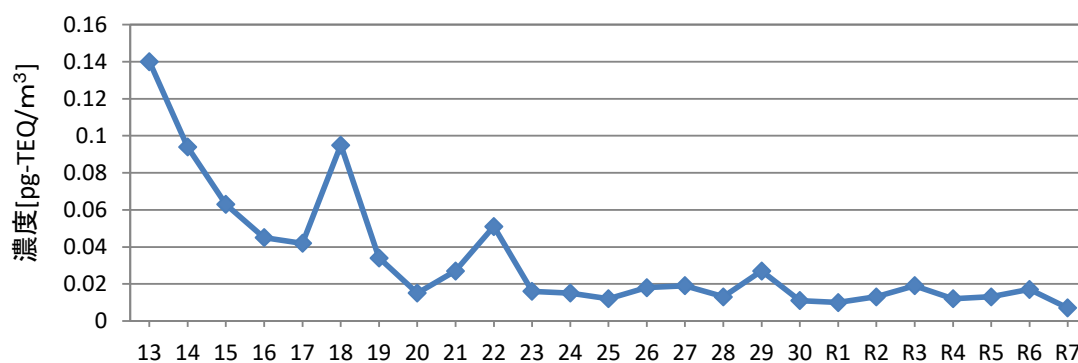


図13 ダイオキシン類の県内年平均値の経年変化